

# 平成 30 年度屋久島町特定有人国境離島地域社会維持交付金事業(滞在型観光促進業務委託)仕様書

## 1. 摘要

本仕様書は、屋久島町が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の採択を受けて実施する平成 30 年度屋久島町滞在型観光促進事業にかかる業務委託に適用します。

業務内容は、下記のとおり最低限必要な要件を提示しますので、業務の詳細については事業者の提案を基に、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領に示されている滞在型観光促進事業のうち滞在プラン型事業の趣旨に沿いながらも屋久島町の特色を生かした業務となるよう協議のうえ実施することとします。

## 2. 業務の目的

屋久島の観光の形態は、主に縄文杉、白谷雲水峡などの登山観光がメインで、体力を有する若年層の入り込みが多数を占め、体力に自信のない世代や個人が行きづらい状況にあると思われる。行程も 2 泊 3 日（移動日・登山・移動日）が主流で、地域への経済効果を向上させるために、魅力的な地域資源を PR し、長期滞在型の観光を目指す必要がある。

また、入込客数は、世界自然遺産登録される豊かな自然資源を有しているものの多様な地域の魅力をさまざまな方法で PR できていないことや、交通費高、アクセスダイヤの不便さ、物価高などもあり減少している。

この屋久島特有の課題を解決するためには、本事業は、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある現地の着地型観光サービスの提供とその担い手の育成、受け入れ態勢の整備サービスの質の向上を図る必要がある。

このことから、本業務では、屋久島特有の魅力である山・川・海を一体的なフィールドを活かした自然体験の提供や、人が自然と関わってきた生活文化活動を活かした体験、島の地域特性を生かした観光資源の発掘など、旅行者に「もう一泊」の滞在を促す滞在プラン事業の企画・開発し、その滞在プラン事業の宣伝し、継続的に実施される滞在プランの仕組みを組成する。

## 3. 委託契約期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

## 4. 委託業務内容

### (1) 企画・開発費【旅行商品の企画】

屋久島において、旅行者に「もう一泊」の滞在を促す効果のある滞在型プラン等を企画・開発するため、素材となる体験、食、宿などを調査し、旅行ニーズにマッチした滞在を促す旅行商品を造成する。

また、継続的に募集可能な商品となるよう、市場の開拓、効果的な広報・案内システムの開発、受け入れ側の参加と質の向上に取り組む。

(事業例)

- ・滞在プラン、企画乗船券・企画航空券、旅行商品等の企画・開発
- ・体験型・交流型滞在プログラムの企画・開発
- ・ITを活用した情報提供・案内・予約システムの開発・運営初期経費

- ・ワークショップ、セミナーの開催
- ・専門家、国内外の旅行会社、インフルエンサー等の招請（ファムトリップ）
- ・地域クーポン等の企画開発
- ・その他滞在型観光促進に係る各種調査・分析・検討

## (2) 宣伝費【旅行商品の宣伝】

(1) の商品 PR と今後の屋久島の旅行商品の造成・紹介、屋久島の魅力を伝えるために宣伝・広告を行う。併せて、地域の意識醸成にもつなげる。

- ・パンフレット等の作成
- ・滞在プランの広告・宣伝（新聞、雑誌、WEB、屋外広告等）
- ・地域の魅力を伝える広報活動（ホームページ、アプリ制作、SNSを活用した情報発信等）
- ・展示会、商談会等への出展、旅行会社等に対する営業活動
- ・住民の意識啓発、参加促進

## 5 成果報告

本業務完了時に、次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、担当者の指示に従い必要な処理を受注者負担において行うこと。

- (1) 業務報告書 3 部（本業務で調査・作成したデータ分析結果等を取りまとめたもの、各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告を含む。）
- (2) 報告書のデータ納品

## 6 業務の履行その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、内容を十分理解し町担当者と連絡を密に取りながら 誠実に履行すること。
- (2) 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他に委託した請け負わせてはならない。ただし、書面により町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全に業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密は、承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速かに報告すること。
- (7) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て町に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も実地検査等に際しては、協力すること。
- (10) 本業務について、この仕様書に記載されない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議のうえ決定する。
- (11) この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし責任をもって対処すること。

(12) 成果品の瑕疵が判明した場合は受託者の責任において適切に対処すること。